

細則

第1条 (細則の目的)

この細則はメイプルポイントゴルフクラブ会則（以下「会則」という）の施行について定めるものである。

第2条 (代行登録者制度)

正会員・平日会員の内、株式会員及び預託金会員はその指名する者に理事会の承認を得た上で、代行登録者として本ゴルフ場を利用する権利を付与することができる。

②代行登録者を指名した株式会員及び預託金会員（以下「原始会員」という）は本ゴルフ場を会員として利用する権利は失うが、会員権を処分し代行登録者を変更する権利は引き続き保有す

③代行登録者は前項に定める原始会員の権利を除き、正会員及び平日会員として会則・本細則並びに利用約款に定める権利を有するとともに義務を守らなければならない。

④原始会員は代行登録者が負担すべき年会費やクラブ利用に要した費用の支払いその他一切の行為について、連帶して責任を負うものとする。

第3条 (名義書換料・年会費その他の費用)

会則第23条2号による名義書換料、年会費その他の費用は別表諸料金表(1)(2)のとおりする。

別表 (1)

項目	内訳	金額	備考
年会費(1ヶ年)1口につき	正会員 R T 縁故正会員 正会員(預託金会員未分割) 平日会員 R T 縁故平日会員	66,000円 66,000円 132,000円 39,600円 39,600円	(註2) 諸経費につき ・1ラウンドプレー終了後さらに プレーする場合は0.5ラウンドご とに メンバー 1,100円増 ゲスト 2,200円増
ロッカーフィ	メンバー ゲスト	0円 330円	
グリーンフィ	メンバー ゲスト 平日 土・日・祝	0円 11,000円 19,800円	(註3) キャディフィ・カートフィはい ずれも1ラウンド終了後プレーす る場合は0.5ラウンド毎にその 割合で増
諸経費	メンバー・ゲスト共	4,400円	
キャディフィ (1ラウンド・1人につき)	メンバー・ゲスト共	1組4名 4,400円 1組3名 5,500円 1組2名 7,700円 1組1名 13,200円	(註4) キャセルフィはプレー当日1 週間前から適用
カートフィ (キャディ付の場合 1ラウンド1人につき)	メンバー・ゲスト共	1,100円	
カートフィ (セルフプレーの場合 1ラウンド1人につき)	1組4名 一人 1組3名 一人 1組2名 一人 1組1名	1組4名 3,300円 1組3名 3,850円 1組2名 4,400円 1組1名 6,600円	
キャセルフィ	メンバー ゲスト	0円 3,300円	

別表（2）

項目	内訳	金額	備考
名義書換料	個人正会員 ①第三者に譲渡 ②相続 RT縁故正会員 ①相続 個人平日会員 ①第三者譲渡 ②相続 R T 縁故平日会員 ①相続	1,100,000円 330,000円 330,000円 550,000円 220,000円 220,000円	
	法人正会員 ①譲渡 ②同一法人内の記名登録者の変更 RT縁故法人正会員 ①同一法人内の記名登録者の変更 法人平日会員 ①譲渡 ②同一法人内の記名登録者の変更 RT縁故法人平日会員 ①同一法人内の記名登録者の変更	1,100,000円 330,000円 330,000円 550,000円 220,000円 220,000円	
	代行登録者登録料 正会員（株式会員・預託金会員） 平日会員（株式会員・預託金会員）	330,000円 220,000円	

- a. 個人正会員・個人平日会員は2親等以内の親族への贈与は相続として取り扱うことができる。
- b. R T 縁故正会員及びR T 縁故平日会員は3親等以内の親族への贈与は相続として取り扱うことができる。
- c. R T 縁故正会員及びR T 縁故平日会員は会則第10条3項の規定により、第三者に譲渡することはできない。
- d. 入会する際の推薦保証人2名の内1名は5年以上在籍の会員とする。但しR T 縁故会員は募集要項の定めによる。
- e. 法人会員が記名登録者変更をする際の推薦保証人2名の内1名は法人の代表者とする。
- f. 代行登録者は推薦保証人になることは出来ない。但し原始会員はなることができる。

第4条 (年会費の前納、名義書換料)

会員は年会費を毎年4月30日までに、預託金会員についてはジャパンクラシック株式会社（以下「甲」という）に、預託員会員以外の会員は株式会社メイプルポイントゴルフクラブ（以下「乙」という）に、それぞれ前納するものとする。名義書換料についても同様の取り扱いとする。

第5条 (委員会)

会則第24条により本クラブに次の委員会を置く。

1. 総務委員会 (会員の入退会、会員の権利・義務に関すること、その他、他委員会に属さないこと)

2. フェローシップ委員会 (クラブ秩序の維持、会員相互の親睦、会員の処分及び会誌発行に関するこ)

3. 競技委員会 (ゴルフ競技の企画・施行及びルールに関するこ)

4. コース委員会 (コースの使用・維持及び保全に関するこ)

5. ハンディキャップ委員会 (ハンディキャップの審査決定に関するこ)

6. ハウス委員会 (キャディ、ハウスの使用・維持及び保全、レストラン・茶店・プロショップに
関すること)

②委員会は必要に応じアドバイザーを選任することができる。

第6条 (委員会の招集と議事処理)

委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

②委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より理事会に報告して、その承認を得るものとする。

第7条 (競技)

本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技条件に準拠して行う。

第8条 (会員のゲスト同伴)

会員はゲストを同伴、紹介することができる。

第9条 (同伴及び紹介ゲストに対する責任)

ゲストを同伴及び紹介した会員は、ゲストが本クラブで定められた事項を遵守すること、本クラブの名誉・信用・品位を毀損、秩序を乱すことのないよう本クラブを利用すること、本クラブの利用に要した費用、その他一切の行為について責任を負うものとする。

第10条 (ゲストの制限)

理事長は特定の日に限りゲストの入場制限又は緩和することができる。

第11条 (休日とハウス業務時刻)

ゴルフ場の休日及びハウスの業務時刻は次のとおりとする。

①クラブの休日はクラブが定める特定の日とする。

<スタート時間>

	期間	平日	土・日・祝
夏期	4月～12月	午前7時00分	午前7時00分
冬期	1月～2月	午前8時00分	午前8時00分
冬期	3月	午前7時30分	午前7時30分

但し、常務理事が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第12条 (臨時休場)

常務理事は、コース保全のため事情やむを得ないと認めたときは、臨時休場又はコースの一部使用を中止させることができる。

第13条 (第三者営業行為)

乙以外の者が、ゴルフ場内において臨時に営業行為もしくは広告掲示等をしようとする場合は常務理事の許可を要する。

第14条 (事故免責)

乙及び本クラブは善良なる管理者としての注意をなしたにもかかわらず、万一、会員又はゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合、その責めに任じない。

第15条 (従業員に対する金品供与禁止)

会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付等金品を与えてはならない。

第16条 (愛玩用動物の連行禁止)

会員またはゲストはゴルフ場に愛玩用動物を連行してはならない。

第17条 (会員及びゲストの記帳義務)

会員またはゲストはプレイのため、クラブハウスに到着した場合は必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

第18条 (会員及びゲストの上衣着用)

会員またはゲストは、クラブハウスに入場の際には必ず上衣(背広またはブレザー)を着用しなければならない。但し、女性はこの限りではない。

第19条 (細則の改正及び疑義措置)

この細則を改正する場合は、会則第23条の手続きを経て乙の承認を得るものとする。

②この細則に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮った上乙と協議して解釈を統一する。

(付則)

この細則は1994年 1月 28日より施行する

1995年 5月 1日 一部改訂

1996年 3月 1日 ノ

1998年 5月 17日 ノ

2000年 5月 21日 ノ

2001年 5月 20日 ノ

2002年 5月 19日 ノ

2004年 1月 1日 ノ

2006年 7月 30日 ノ

2006年 12月 3日 ノ

2007年 5月 20日 ノ

2008年 12月 2日 ノ

2010年 5月 23日 ノ

2010年 11月 3日 ノ

2011年 12月 4日 ノ

2012年 11月 3日 ノ

2015年 3月 22日 ノ

2024年 2月 10日 ノ (本細則を改廃した場合は、改廃前に入会した会員にも適用する。)